

中間とりまとめに向けた議論の整理(給付付き税額控除)

検討の基本的な視座

- 給付付き税額控除は、その制度設計に向けた議論を進める際には、
 - ▶ 所得税、住民税、消費税、社会保険料は負担という意味では同じであり、トータルで考える必要があることや
 - ▶ 社会保険料の負担の裏には給付があること、税には財源調達機能や再分配機能があること等、それぞれの政策手段の特性

を踏まえつつ、

- ▶ 社会保障における給付と負担は対応しており、現役時代に負担したものが将来給付として戻ってくるという、個人の一生全体を通じてみる視点や、
- ▶ 日本の経済財政・社会保障・税を一体的・総合的に議論する視座

の下で、検討する。

- さらには、世帯や世代間での分断や負担の押し付け合いとならないよう留意して議論を行う。
- まずは給付付き税額控除について、速やかに成案を得て実施していく必要があるが、現下の政策課題の全てを「給付付き税額控除」によって解決できるものではなく、全世代型社会保障の構築に向けた取組も進めていく。

受益と負担の全体像の分析

- 税と保険料で負担の性格は異なり、社会保険は負担の裏に給付があるが、勤労者世帯にとっては、年金のみならず、医療などの給付は人生の後半に受け取ることが多く、給付と負担との間に時間差がある。若年の勤労者世帯にとって、収入から税と保険料などを差し引いた手取りがどのくらい残るかは生活の上で切実で

あり、税と保険料、そして、現金給付も併せた純負担率により、受益と負担の在り方を分析することが重要である。

- 純負担率は、給付と負担に係る個別の制度が重層的に積みあがった結果であって、個別の制度はそれぞれに合理性を有しても、受益と負担を全体として見た時に、純負担率の改善が必要な場合があると考えられる。

- ▶ 共働き子育て世帯の純負担率については、生活保護水準をやや上回る収入の世帯において、純負担率が諸外国と比べて高くなっているが、これは、所得が低い層の社会保険料負担が重いことや子育て支援等の差が要因と考えられる。

- ▶ 単身世帯の純負担率は、一部を除き、諸外国と比較して高いとは言えないものの、経済的事情で結婚の希望を叶えられない者や、就職氷河期により十分な資産形成ができなかった者もいることを念頭に置く必要がある。

- ▶ 高齢世帯については、税・社会保険料負担は現役と比べれば大きくはなく、年金給付等もあり、純負担が生じにくいと考えられる。ただし、就労し、純負担率が現役並みの中低所得高齢者もいることを念頭に置く必要がある。

政策目的と意義

- 給付付き税額控除は、諸外国との比較を通じて純負担率の改善が必要であることが明らかになった、中低所得の現役勤労者に着目するものである。所得に応じて、これまでよりも一層手取りが増えるようにするとともに、いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じて、個人が将来に対し希望を持てるようにすることを目指すものである。

- すなわち、日本における給付付き税額控除の政策目的は、

- ① 中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じた、手取りの増加とともに、

- ② いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じた就労促進を図ることにある。

- 給付付き税額控除は、制度横断的に、負担(税・社会保険料)と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整し、所得に連動したきめ細かな支援を届けることに

画期的な意義がある。

- こうした取組は、個人消費の拡大を通じた経済活性化や、個人が新たなチャレンジをしやすい環境にもつながると期待される。
- さらに、上記の子育て世帯の純負担率の状況等も踏まえ、既存の子育て支援施策との関係に留意しつつ、子育て世帯の負担にも配慮をすることを検討する。

支援の単位

- 支援の単位は、「個人単位」を原則とする。
 - ▶ 就労インセンティブや、いわゆる「年収の壁」への効果的な対応という観点からは、個人単位の所得等に応じた支援額の算定が必要である。支援の単位を世帯単位とした海外の事例においては、既婚で子どもがいる女性の就労促進につながりにくかったという指摘があったことも参考になる。
 - ▶ 税・社会保険料の負担を緩和することが目的であり、それらの負担は基本的に個人単位である点に着目すれば、個人単位とするのが適当である。
 - ▶ マイナンバーを活用して所得を捕捉しやすいのは、個人単位の所得であり、制度の複雑化を避ける観点からは、個人単位とするのが適当である。
- その上で、本人の所得が低くても、配偶者が高所得の場合がある。こうした場合でも、原則として、就労促進を図ることは、「働き控え」を防ぐ経済的意義が大きいことを踏まえつつ、公平性の観点にも配慮し、段階的な精緻化の中で、複雑な制度設計を避けながら、世帯のうち配偶者の所得を勘案する一定の例外を設けることを検討する。

支援額の考え方

- 所得に応じた支援額とする。就労促進の観点から、支援額は勤労性の所得に応じて逦増させる。一定以上の所得がある者については、公平性の観点から、支援額を逦減・消失させる。
 - ▶ 非課税ライン以下の方の所得把握には執行上の課題があり、支援額を逦増さ

せると誤支給につながる可能性があるため、定額とする。非課税ライン超の方は勤労性の所得に応じて逡増させる。

- ▶ 直面する純負担率の急激な変動を避けるために、支援額は所得が増えるにしたがって、定額、逡増、定額、逡減、消失させる。
- ▶ 勤労性の所得については、事業所得及び給与所得に加え、近年の多様な働き方に鑑みて、業務に係る雑所得も含める。その際、事業所得と業務に係る雑所得については、様々な取引の所得が含まれることから、適切な所得把握の取組を進めるとともに、就労とみなせるような一定額以上の場合に含めることとする。
- ▶ 支援額を逡減・消失させる際に考慮する所得については、不公平是正の観点から、金融所得や年金所得等、可能な限り広い範囲の所得を参照する。
- ▶ 金融所得については、医療保険における金融所得の勘案に向けた取組が進んでいることも踏まえ、制度を精緻化する中で対応を行う。預金の利子所得も、本来は検討すべき所得に含まれると考え、給付付き税額控除の制度を段階的に精緻化していく中で勘案できるよう、遠くない将来の課題として検討していく。
- ▶ 資産の勘案については、その把握の困難性から将来の検討課題とする。

- いわゆる「年収の壁」への対応を通じて、就労抑制効果を軽減することが重要。「年収の壁」への対応は、関連する社会保障制度の改革による解決を図ることが重要で、それまでの対応として、給付付き税額控除の中でも、一定の対応を図る。その際、関連する社会保障制度の改革も着実に推進するよう留意する。
- 支援額を消失させる所得水準の設定については、政策目的を踏まえ、純負担率の国際比較や諸外国の類似制度の対象者の所得の範囲を参照しながら、一定の所得基準を設定する。その際、高齢化の状況や社会保障制度が各国ごとに異なること、純負担率の国際比較が夫婦の合計所得に基づいていること、足元で持続的に賃上げが続いていることに留意する。
- 支援額の設定についても、政策目的を踏まえ、高齢化の状況や社会保障制度が各国ごとに異なることを踏まえつつ、純負担率の国際比較を参照しながら、恒久財源の確保のめどが立つ範囲で設定する。

- 所得水準及び支援額の将来的な見直しについては、社会の状況変化に速やかに対応するため、経済情勢の変化に応じて自動的に調整することや、税・社会保障制度の関連する制度の改正を踏まえつつ、国際比較の分析等を通じて定期的に見直すことが考えられる。
- 給付付き税額控除は恒久的な制度とすることを検討しているため、その実施にあたっては恒久的な財源を確保する必要がある。日本経済の成長力を引き出しつつ、市場の信認を得るためには、赤字国債に頼らない形で議論を進めていくことが必要。社会保険料・税からなる純負担率の調整や、就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応するとの制度の趣旨に照らして、どのような財源が相応しいか検討を行う。
- 給付付き税額控除は、純負担率を全体として調整するものとの位置付けであり、実質的に社会保険料の負担軽減を図るものであるが、年金等の社会保険給付には影響させないものとする。

支援の概要(子育て関連)

- 給付付き税額控除の制度設計の中で、子育て世帯への配慮をするのであれば、
 - ▶ 日本の子育て世帯の純負担率は、特に低所得層で国際的に高いこと
 - ▶ こどもの数が多いと必要経費も多くなることを踏まえ、低所得勤労層の負担軽減、就労支援を効果的に行う観点から配慮が必要なこと
 - ▶ 既存の子育て支援施策には現物給付が多く含まれるのに対し、給付付き税額控除は、現金の手取りを勘案した制度設計が念頭に置かれていること
 - ▶ 児童手当のような所得制限のないユニバーサルな制度に対して、給付付き税額控除は、中低所得者に対し、所得に応じた支援を行うものとして導入を検討しているものであり、両者の役割は異なること

等を踏まえ、こどもの人数に応じた加算等の配慮や扶養人数に応じて支援を受けられる所得金額の上限を変えること等を通じ、子育て世帯への配慮することが考えられる。

- 他方、子育て世帯に配慮することについては、以下のような慎重な意見もあつ

たことを踏まえ、国民に納得感のある制度設計となるよう、検討していくことが必要である。

- ▶ 就労を促進するとの政策目的や、個人単位での制度設計を基本とする中で、世帯類型によって支援に差異を設けることについては慎重に検討すべき。
- ▶ 子育て世帯への支援は、こども未来戦略の加速化プランや児童手当、高校無償化など既存の制度で手当てされている。
- ▶ 多くの社会保険制度では、社会保険料負担はこどもの人数に応じて変わるものではない。

支援の対象

- 中低所得者の負担軽減、就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点から、中低所得の勤労世代を支援の対象とする。
- 就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点からは、一定の勤労性の収入があり、一定の社会保険料負担がある者を対象とする。具体的な基準は、現役の勤労者として一定の就労の実態があるかを踏まえ、被用者保険適用や課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス等を勘案して設定する。その際、現行の税務行政で、給与や年金以外の所得について把握している情報は収入の金額ではなく所得の金額であることにも留意する。

(※) 有識者会議においては、被用者保険の短時間労働者の適用ラインを超えるラインとして具体的には所得で約 32 万円超、給与収入換算で約 106 万円超を対象とすることや、給与所得が0円超となる給与収入水準で 74 万円超を目途とすることのご意見があった。

- 有識者会議において提示された分析においては、高齢世帯については、税・社会保険料負担は現役と比べれば大きくはなく、年金給付等もあり、純負担が生じにくいとされている。一方、高齢者と一概に言っても、所得や家族構成等、個人を取り巻く環境は多様である。全世代型社会保障の構築を推進していることとの整合性の観点からも年齢以外の要素に着目すべきである。こうした観点を踏まえれば、給付付き税額控除の支援対象を考えるにあたっては、年齢による画一的

な判断をするのではなく、実質的な負担に基づいて判断することも一案であり、例えば、就労し、税・社会保険料支払い額と年金受取額からなる純負担がプラスである中低所得者については、現役と同様に支援の対象とすることも考えられる。

- 就労意欲の向上の観点では、単身者も支援の対象であり、自営業者についても支援の対象とする。
- 給付付き税額控除と既存の社会保障制度の双方から取り残される者が生じないよう、障害等の事情により就労に制約のある方や低所得の方に、全体として必要な支援が適切に行き届くようにしていくことが重要である。政策目的に照らして適切に役割分担することを基本としつつ、制度間の適切な連携を図り、議論を進めていく。
 - ▶ 給付付き税額控除は、税・社会保険料の負担と現金給付を一体的に捉え、純負担率を総合調整するという意義があるものだが、全ての政策課題を解決できるというわけではない。課題が複数ある中で政策手段は複数あるべきである。また薄まきの支援となると、給付付き税額控除により何を支援するか、政策のターゲットが明確でなくなる点に留意する。
 - ▶ 低年金、低所得の方や障害等の事情により働きたくても働けない方やフリーランス・非正規雇用の方々への対応については、年金制度や生活保護、生活困窮者自立支援制度、障害者福祉・雇用など既存の制度で、それぞれ財源を確保して、一定のきめ細かな対応が行われてきている。他方、なお十分に支援が行き届いていないとの指摘があることを踏まえ、課題を明確にした上で、必要な対応の在り方について検討を進めていく。
 - ▶ また、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度など、所得に応じた負担軽減措置が既にある場合には、それらを必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の状況も踏まえながら対応を検討する。

執行等について

- 本制度の執行に係る主体が誰であろうと、早期かつ円滑に実施できるよう、既存の情報インフラで把握される情報を整理した上で、事務負担を十分考慮した制度設計にするとともに、執行面についても、情報インフラの進展等も踏まえ、継続

的に改善を検討し、見直していく。

- 税額控除と給付を組み合わせる狭義の給付付き税額控除は、制度が複雑となり事務負担が重くなる。給付のみとすれば、事務の効率化を図ることができる。給付に一本化して、所得に連動したきめ細かな支援を実現する。
- 給付付き税額控除の意義は、所得を把握した上で、税や社会保険料等を総合的に考慮して負担軽減を図る、所得に連動したきめ細かな支援を届けられることにある。こうした意義を踏まえたものであれば、狭義の給付付き税額控除のみならず、給付措置等も含まれる。
- 税務当局の持つ税務上の所得情報等を活用したきめ細かな支援を行うのであれば、上記の意義に照らして、広義の給付付き税額控除と整理することが可能である。

(※)平成 21 年度税制改正法附則第 104 条第3項第1号では、「税制の抜本的な改革に係る措置」に係る検討規定の中で、「給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組み)」を検討すること等が規定されている。この「給付付き税額控除」には、「これに準ずるもの」として、給付に一本化された場合の給付が含まれ得ることが解釈上明らかにされている。

- 本制度は、これまでの臨時給付金のようなアドホックな措置ではなく、法令による明確な基準のもとで、毎年度見直しをもって実施していくこととする。必要な事務負担であっても、できる限り実施主体の負担軽減のための適切な国の支援や対策が必要である。
- 事業主が年末調整を通じて事務を担うことについては、特に中小事業者において対応が困難である。また、勤務先が複数ある者についても対応が困難である。年末調整の際に自社で支給している給与情報に基づいた給付では、事後的に、自治体が保有している個人に名寄せされた税務情報と突合した結果、過誤給付と判定され、返還が必要になる可能性があり、制度の信頼性や実現可能性の観点から対応が困難である。
- 本制度の執行に係る主体については、国か地方自治体かの二者択一ではなく、国と地方が協力して運営していくという基本的な考え方の下、役割分担をしていく方向で検討を行う。国と地方が連携したオールジャパンでの取組とする。

- コロナ禍の反省も踏まえ、ミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とすることが喫緊の課題であるが、国が直接給付を実施する場合、年金制度のように、国が国民ひとりひとりの情報を保有するためのシステム上の対応や組織・体制整備を含めたオペレーション上の対応が必要となり、実現には相当の期間を要すると想定される。
- 地方に役割を求めていくのであれば、制度設計や地方の役割を明確にした上で、国と地方の間の丁寧な協議が必要である。
 - ▶ 役割分担について、システム等の全国一律とした方が効率的なインフラの整備は国が対応することを基本とする一方、住民とのインターフェイスの部分は地方自治体を中心に対応する。また、役割分担は固定的なものとするのではなく、人口減少等の社会の構造変化や情報インフラの進展等の中で、本制度に限らない各種行政サービスに関する役割分担等に関する議論なども踏まえ、変わり得るものと認識する。
 - ▶ 国と地方の役割分担について、生活保護や児童手当のような社会保障制度では、法定受託事務として給付事務を行っている例が挙げられる。給付付き税額控除を国地方全体で負荷が少なくスピード感を持って実現するためには、こうした仕組みを参考にして、検討を進める。
- 新型コロナウイルス感染症蔓延時の対応の経験も踏まえ、デジタル基盤やマイナンバー等、長年課題とされてきたインフラや制度の整備が進められてきた。こうしたインフラを最大限に活用する。さらに、将来的な制度設計や最終的なあるべき姿も考慮しながら、まずは既存の情報インフラを十分に活用しつつ、更なる情報連携や DX 化等による業務効率化を図り、安定的かつ迅速な対応が可能となる社会インフラの整備を図ることが重要である。こうしたインフラが整えば、緊急時に迅速な給付を行うことも可能となる。
- 過去の給付金事務において負担が大きかった対象者の受給意思や口座情報の確認作業、外部からの問い合わせ対応等について対応策を講じることが重要である。公金受取口座の一層の活用も重要だが、公金受取口座については、口座登録率の向上、口座情報の正確性の継続的な確保などの課題の解決が必要である。また、国によるコールセンターの設置等を進める必要がある。さらに、事務負担軽減のため、公金受取口座の登録によりメリットを受けられる仕組みや受

給意思の確認負担を軽減するなどの対策についても検討する。

- 給付の実施にあたっては、税・社会保険料負担を軽減するとの政策目的に照らし、現金給付を基本とするが、本制度の基盤等を活用した経済対策等におけるポイント等の活用可能性についても、利用者のニーズや施策の目的、システム改修の観点等を踏まえて検討する。

給付付き税額控除の制度設計に関連する税・社会保障制度

- 給付付き税額控除が、社会保障制度を取り巻く全ての政策課題を解決するものではないことを認識した上で、給付付き税額控除と既存の社会保障制度の双方から取り残される者が生じないよう、障害等の事情により就労に制約のある方や低所得の方に、全体として必要な支援が適切に行き届くようにしていくことが重要である。政策目的に照らして適切に役割分担することを基本としつつ、制度間の適切な連携を図り、議論を進めていく。
 - ▶ 低年金、低所得の方や障害等の事情により働きたくても働けない方やフリーランス・非正規雇用の方々への対応については、年金制度や生活保護、生活困窮者自立支援制度、障害者福祉・雇用など既存の制度で、それぞれ財源を確保して、一定のきめ細かな対応が行われてきている。他方、なお十分に支援が行き届いていないとの指摘があることを踏まえ、課題を明確にした上で、必要な対応の在り方について検討を進めていく。
 - ▶ また、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度など、所得に応じた負担軽減措置が既にある場合には、それらを必要に応じて拡充するなど、個別の政策課題に対しては、個別制度の状況も踏まえながら対応を検討すべき。
 - ▶ 就労の促進については、被用者保険の適用拡大等の取組を通じて、就労意欲を阻害しない仕組みの構築に取り組んできた。給付付き税額控除において対応するとしてもそれのみで解決できる問題ではなく、他の関連する就労に係る支援や制度の改革を同時に進めていく必要がある。具体的には、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速が重要であり、この機会に併せて検討を進める必要がある。
 - ▶ 子育て世帯を対象とした既存の支援制度全体については、給付付き税額控

除も踏まえ、見直しの議論をする必要がある。

- 税制に関しては、給付付き税額控除の実施も踏まえ、人的控除の在り方について継続的に検討する。
- 上記にとどまらず、給付付き税額控除の導入に向けた議論が、社会保障と税の一体改革を促す更なる触媒になり、社会保険料負担を含めた純負担率を構造的に引き下げていく観点、応能負担、所得再分配等の社会保障の機能改善の観点から、医療・介護制度改革など社会保障・雇用・税の各制度の見直しを、ロードマップを描きながら、継続的に議論する必要がある。